

# 傍聴要領

## 埼玉県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会

### 1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望される方は、会議開催当日会場にお越しいただき、開催予定時刻までに受付で氏名及び住所を記入し、協議会の会長の許可を得た上で係員の指示に従って入室してください。
- (2) 当日午後5時30分から先着順（定員3名）で受け付けます。したがって、定員になり次第、受付を終了します。

### 2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の規定に違反したときは係員が注意し、なお、これに従わないときは、退場していただく場合があります。

### 3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、協議会の会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。